

# 基本合意により国が被害者に支払う給付金額一覧

減額の基準	<b>喫煙減額</b> ：喫煙が肺がん発症に寄与するとして10%減額・ <b>それ以外の疾病は対象外</b>
	<b>期間減額</b> ：被害者の石綿ばく露作業期間のうち、国の責任期間にかかる期間が各疾病規定の年数に満たない場合に10%減額 石綿肺及び肺がん＝10年　びまん性胸膜肥厚＝3年　中皮腫及び良性石綿胸水＝1年
	<b>両方の減額対象となった場合</b> ：肺がんで「喫煙減額後の金額」の10%が減額されるため <b>減額率は19%</b>

被害の区分	基本となる 和解金額	喫煙減額のみ	期間減額のみ		両方の減額
		減額率：10%	減額率：10%	減額の 基準年数	減額率：19%
1 石綿肺管理2・合併症 <b>なし</b>	550万円	減額対象外	495万円	10年	対象外
2 石綿肺管理2・合併症 <b>あり</b>	700万円	減額対象外	630万円	10年	対象外
3 石綿肺管理3・合併症 <b>なし</b>	800万円	減額対象外	720万円	10年	対象外
4 石綿肺管理3・合併症 <b>あり</b>	950万円	減額対象外	855万円	10年	対象外
5	石綿肺管理4	減額対象外	1035万円	10年	対象外
	中皮腫	減額対象外	1035万円	1年	対象外
	肺がん	1035万円	1035万円	10年	931万5千円
	びまん性胸膜肥厚	減額対象外	1035万円	3年	対象外
	良性石綿胸水	減額対象外	1035万円	1年	対象外
6 死亡者：石綿肺管理2及び3で合併症 <b>なし</b> の者	1200万円	減額対象外	1080万円	10年	対象外
7	死亡者：石綿肺管理2及び3で合併症 <b>あり</b> の者	減額対象外	1170万円	10年	対象外
	死亡者：石綿肺管理4	減額対象外	1170万円	10年	対象外
	死亡者：中皮腫	減額対象外	1170万円	1年	対象外
	死亡者：肺がん	1170万円	1170万円	10年	1053万円
	死亡者：びまん性胸膜肥厚	減額対象外	1170万円	3年	対象外
	死亡者：良性石綿胸水	減額対象外	1170万円	1年	対象外

**管理区分2及び3の合併症対象**：肺結核・結核性胸膜炎・続発性気胸・続発性気管支炎  
続発性気管支拡張症・原発性肺がん

※原発性肺がんで「ブランクあり」の場合は「肺がん」で認定可能